

「治山林道事業留意事項の一部改正について」新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="389 288 875 341">治山林道事業留意事項</p> <p data-bbox="501 940 741 983"><u>平成 29 年 7 月</u></p> <p data-bbox="315 1182 931 1225">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>	<p data-bbox="1361 288 1848 341">治山林道事業留意事項</p> <p data-bbox="1509 940 1749 983"><u>平成 29 年 4 月</u></p> <p data-bbox="1323 1182 1939 1225">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>

「治山林道事業留意事項の一部改正について」新旧対照表

共通事項

1.設計歩掛適用基準

(1) 共通仮設費及び現場管理費の補正

【削除】

共通事項

1.設計歩掛適用基準

(1) 共通仮設費及び現場管理費の補正

施工地域、工事場所を考慮した補正は、共通仮設費・現場管理費率に下表の補正率を加算するものとする。

施工地域、工事場所		共通仮設費 補正率%	現場管理費 補正率%
市 街 地		2.0	1.5
山 間 へ き 地 及 び 離 島		1.0	0.5
地 方 部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合。	1.5	1.0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合。	—	—

また、以下の施工地域、施工場所及び工種区分の場合における共通仮設費・現場管理費率の補正は、工種別共通仮設費・現場管理費率標準値表の共通仮設費・現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域区分	工種区分	共通仮設費 補正係数	現場管理費 補正係数
市街地	鋼橋架設工事 舗装工事 道路維持工事	1.3	1.1

- 注) (1) 施工地域、工事場所の区分は、以下のとおりとする。
 (2) 工事場所において、地域区分が2つ以上となる場合は、補正率の大きい方とする。
 (3) 共通仮設費・現場管理費率の補正が2種類以上該当する場合には、補正値の大きい方を適用する。

「治山林道事業留意事項の一部改正について」新旧対照表

<p>1. 市街地：施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>※ D I D地区とは、総理府統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>2. 山間へき地及び離島</p> <p>略</p> <p>（2）～（13） 略</p> <p>（14）治山林道事業で発生する根株、伐採木及び末木枝条の取扱いについて</p> <p>1. 略</p> <p>1）根株等の積込み及び運搬経費について 略</p> <p>2）根株等の中間処理経費について 直接工事費に処分料を積み上げる。 なお、その場合運搬経費と処理経費、処理場の受け取り形態（荷積み）等を経済比較のうえ処理場を選択する。</p>	<p>1. 市街地：施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>※ D I D地区とは、総理府統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>2. 山間へき地及び離島</p> <p>略</p> <p>（2）～（13） 略</p> <p>（14）治山林道事業で発生する根株、伐採木及び末木枝条の取扱いについて</p> <p>1. 略</p> <p>1）根株等の積込み及び運搬経費について 略</p> <p>2）根株等の中間処理経費について 直接工事費に処分料を各経費対象外として積み上げる。 なお、その場合運搬経費と処理経費、処理場の受け取り形態（荷積み）等を経済比較のうえ処理場を選択する。 また、災害関係の査定設計書には、処分場処理経費は適用しないものとする。 【削除】</p>
---	---

「治山林道事業留意事項の一部改正について」新旧対照表

<p>治山事業</p> <p>1.治山設計歩掛適用基準</p> <p>略</p> <p>2.土工</p> <p>1 バックホウ規格の選定 ～</p> <p>12 土石の単位体積重量について 略</p> <p>13 治山ダム工、土留工、護岸工の埋戻しについて</p> <p>略</p> <p>3. 設計積算</p> <p>タンパ締固めの歩掛りについては、治山林道必携-第1編(共通工)-第1(土工)-タンパ締固めにより積算する。</p> <p>※小規模土工の適用箇所については、小規模土工の埋戻作業を適用すること。</p> <p>略</p> <p>3.治山ダム工 ～</p> <p>4.流路工・水路工 略</p>	<p>治山事業</p> <p>1.治山設計歩掛適用基準</p> <p>略</p> <p>2.土工</p> <p>1 バックホウ規格の選定 ～</p> <p>12 土石の単位体積重量について 略</p> <p>13 治山ダム工、土留工、護岸工の埋戻しについて</p> <p>略</p> <p>3. 設計積算</p> <p>タンパ締固めの歩掛りについては、治山林道必携-第1編(共通工)-第1(土工)-タンパ締固めにより積算する。</p> <p>略</p> <p>3.治山ダム工 ～</p> <p>4.流路工・水路工 略</p>
---	--

「治山林道事業留意事項の一部改正について」新旧対照表

5.土留工・護岸工

略

2.土工

1 断面の適用位置 ～

4 鋼製自在枠工（治山ダム、土留工、護岸工等）について 略

6 小型鋼製枠工（土留工、護岸工等）

土留工において小型鋼製枠工の使用を検討する場合は、下記の点に留意すること。

- ・小型鋼製枠工による土留工の適用範囲は原則、高さ 2.00m 以下を目安とする。（地山タイプに限る）
- ・小型鋼製枠工の控幅については安定計算及び経済比較のうえ、0.8m もしくは 1.2m のいずれかの断面を使用することとする。

小型鋼製枠を施工する場合は、下記に留意し施工すること。

- ① 中詰材が栗石の場合：裏面（垂直面のみ）に吸出防止材を設置する。
- ② 詰石と土砂を併用する場合：詰石と土砂の境に吸出防止材を設置する。
※中詰材に石材を使用する場合は原則吸出し防止材を設置することとし、材料費については別途計上すること。
- ③ 中詰材が土砂の場合：前面、天端面、底面巻込み部に植生シートを設置する。
- ④ 中詰石の規格は、現地採取の場合 15～30 cm、購入の場合は詰石 15～20cm を標準とする。

7 ブロック積工

略

5.土留工・護岸工

略

2.土工

1 断面の適用位置 ～

4 鋼製自在枠工（治山ダム、土留工、護岸工等）について 略

6 小型鋼製枠工（土留工、護岸工等）

小型鋼製枠を施工する場合は、下記に留意し施工すること。

- ① 中詰材が栗石の場合：裏面（垂直面のみ）に吸出防止材を設置する。
- ② 詰石と土砂を併用する場合：詰石と土砂の境に吸出防止材を設置する。
※中詰材に石材を使用する場合は原則吸出し防止材を設置することとし、材料費については別途計上すること。
- ③ 中詰材が土砂の場合：前面、天端面、底面巻込み部に植生シートを設置する。
- ④ 中詰石の規格は、現地採取の場合 15～30 cm、購入の場合は詰石 15～20cm を標準とする。

7 ブロック積工

略

「治山林道事業留意事項の一部改正について」新旧対照表

8 石積（張）工（H17.7.1 設計積算以降～）

① 歩掛の適用

機械施工の場合・・・**治山林道事業標準歩掛**石積（張）工を適用する。

人力施工の場合・・・参考歩掛 5-19 石積（張）工を適用する。

② 石材等の数量

略

9 巨石積の歩掛けについて（H11.7.1 設計積算以降～）

略

8 石積（張）工（H17.7.1 設計積算以降～）

① 歩掛の適用

機械施工の場合・・・5-4-1 石積（張）工を適用する。

人力施工の場合・・・参考歩掛 5-19 石積（張）工を適用する。

② 石材等の数量

略

9 巨石積の歩掛けについて（H11.7.1 設計積算以降～）

略

「治山林道事業留意事項の一部改正について」新旧対照表

林道事業

1.林道規程

略

2.設計積算の留意事項

(1) 工種区分の集計単位 ～

(3) 木材利用の推進 略

(4) 林道事業標準工期

1) 標準工期

直接工事費	標準工期	備考
300 千円以上	40	
500 "	46	
800 "	57	
1,000 "	63	
1,500 "	80	
2,000 "	103	
3,000 "	109	
5,000 "	137	
8,000 "	166	
10,000 "	183	
15,000 "	206	
20,000 "	229	
25,000 "	240	
30,000 "	251	
40,000 "	263	
50,000 "	274	
60,000 "	286	
80,000 "	320	
100,000 "	343	

林道事業

1.林道規程

略

2.設計積算の留意事項

(1) 工種区分の集計単位 ～

(3) 木材利用の推進 略

【新設】

「治山林道事業留意事項の一部改正について」新旧対照表

- 備考1 請負工事に使用する工期は上表を標準とする。ただし、上表により難しい場合は、現場条件、工種工法等を考慮し、別途算定するものとする。
- 2 この標準工期は、工事内容、施工時期及び施工場所等を考慮して標準工期を適宜増減することができる。
- 3 この標準工期には、準備期間を含む。

3.間接工事費 ～ 略

3.間接工事費 ～ 略